附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中消費税法施行令第九条第一項第三号の改正規定　平成二十七年五月一日

二　第一条の規定（同条中消費税法施行令第二条の次に一条を加える改正規定、同令第九条第一項第三号の改正規定、同令第十四条の二の改正規定、同令第十六条第一号の改正規定、同令第十八条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同令第四十二条第一項第二号の改正規定及び同令第四十三条第一号の改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第四条、第五条第一項及び第六条から第十一条までの規定　平成二十七年十月一日

三　第一条中消費税法施行令第二条の次に一条を加える改正規定、同令第十四条の二第三項第二号の改正規定、同令第四十二条第一項第二号の改正規定及び同令第四十三条第一号の改正規定並びに附則第五条第二項の規定　平成二十八年四月一日

（継続的電気通信利用役務の提供に係る課税に関する経過措置）

第二条　国外事業者（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下「改正法」という。）第四条の規定による改正後の消費税法（以下「新法」という。）第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者をいう。次項及び附則第八条第二項において同じ。）が、平成二十七年四月一日前に締結した電気通信利用役務の提供（新法第二条第一項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供をいう。以下この項において同じ。）に係る契約（次項において「特定契約」という。）に基づき、同年十月一日前から同日以後引き続き行う電気通信利用役務の提供に係る消費税については、なお従前の例による。ただし、同年四月一日以後に当該電気通信利用役務の提供の対価の額（新法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の変更が行われた場合は、この限りでない。

2　事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。附則第四条及び第六条第一項において同じ。）が、平成二十七年四月一日前に国外事業者との間で締結した特定契約に基づき、同年十月一日前から同日以後引き続き行う特定課税仕入れ（新法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。次項において同じ。）については、新法第四条第一項の規定にかかわらず、消費税を課さない。ただし、同年四月一日以後に当該特定課税仕入れに係る支払対価の額（新法第二十八条第二項に規定する支払対価の額をいう。）の変更が行われた場合は、この限りでない。

3　前項の規定の適用を受けた特定課税仕入れについては、新法第三十条から第三十七条までの規定は、適用しない。

（輸出物品販売場の許可の効力に関する経過措置）

第三条　改正法第四条の規定による改正前の消費税法第八条第六項の許可を受けた販売場は、この政令の施行の日において、新法第八条第六項の規定により一般型輸出物品販売場（第一条の規定による改正後の消費税法施行令第十八条の二第二項第一号に規定する一般型輸出物品販売場をいう。）の許可を受けた販売場とみなす。

（仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用を受ける旨の届出に関する経過措置）

第四条　改正法附則第三十六条第一項の規定の適用を受ける事業者が、新法第三十七条第一項に規定する届出書を平成二十七年十月一日を含む課税期間（消費税法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）をいう。以下同じ。）中にその納税地を所轄する税務署長に提出した場合において、当該届出書に当該届出書を提出した日の属する課税期間について新法第三十七条第一項の規定の適用を受ける旨を記載したときは、当該課税期間の初日の前日に当該届出書を当該税務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。

（合併があった場合の納税義務の免除の特例等に関する経過措置）

第五条　平成二十七年十月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する課税期間に係る新法第十一条第四項又は第十二条第三項に規定する基準期間における課税売上高の計算については、改正法附則第三十六条第二項の規定の例による。

2　前項の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する課税期間に係る新法第十一条第四項又は第十二条第三項に規定する基準期間における課税売上高の計算について準用する。この場合において、前項中「改正法」とあるのは、「改正法附則第四十八条第二項において準用する改正法」と読み替えるものとする。

（登録国外事業者が交付した請求書等の保存）

第六条　改正法附則第三十八条第四項及び第五項の規定により、これらの規定に規定する請求書等を交付した登録国外事業者（改正法附則第三十九条第一項の規定により登録を受けた事業者をいう。）は、当該請求書等の写し（当該請求書等の交付に代えて改正法附則第三十八条第三項に規定する電磁的記録の提供をした場合にあっては、当該電磁的記録）を整理し、当該交付をした日（当該電磁的記録の提供をした場合にあっては、当該提供をした日）の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には一月とする。次項において同じ。）を経過した日から七年間、これをその納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

2　前項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から五年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存は、財務大臣の定める方法によることができる。

3　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合における前二項の規定の適用については、第一項中「経過した日」とあるのは、「経過した日（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日。次項において同じ。）」とする。

（国外事業者登録簿の登載事項等）

第七条　改正法附則第三十九条第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　氏名又は名称

二　住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

三　改正法附則第三十九条第五項第一号に規定する消費税に係る事務所等を有する場合には、その所在地

2　改正法附則第三十九条第八項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　届出者の氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名を含む。以下この号において同じ。）及び納税地（納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この号において「住所等」という。）とが異なる場合には、納税地及び住所等。以下この号において同じ。）

（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）を有する者にあっては、氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号）

二　前項各号に掲げる事項に変更があった旨及び当該変更の内容

三　その他参考となるべき事項

3　改正法附則第三十九条第四項、第九項若しくは第十二項又は第四十条第六項の規定による公表は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

4　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日が平成二十七年十月一日後である場合における同日から当該施行の日の前日までの間の第二項の規定の適用については、同項第一号中「住所等。以下この号において同じ。）（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）を有する者にあっては、氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号）」とあるのは、「住所等）」とする。